

議案第 3 号

茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
制定するよう市長に申し入れることについて

茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定するよう市長に申し入れます。

平成 3 1 年 1 月 3 0 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和60年茂原市条例第14号）の
一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 9 条）

音楽ホール基本使用料

（単位円）

使用区分		時間区分	午前 9 時か	正午から午	午後 5 時か	午前 9 時か	1 時間当た
		ら正午まで	後 5 時まで	ら午後 9 時	ら午後 9 時		
入場料を徴収 しない場合	平日（土曜日を 除く。）	4, 400	6, 600	9, 900	19, 800	1, 650	
	土・日曜日	5, 500	8, 800	12, 100	25, 300	2, 200	
	国民の祝日						

入場料を徴収する場合	500円未満	平日（土曜日を除く。）	4,400	7,700	11,000	22,000	1,760
		土・日曜日 国民の祝日	6,600	9,900	13,200	28,600	2,420
	500円以上1,000円未満	平日（土曜日を除く。）	5,500	7,700	12,100	24,200	1,980
		土・日曜日 国民の祝日	6,600	11,000	14,300	30,800	2,530
	1,000円以上2,000円未満	平日（土曜日を除く。）	5,500	8,800	13,200	26,400	2,200
		土・日曜日 国民の祝日	7,700	11,000	15,400	33,000	2,750
	2,000円以上	平日（土曜日を除く。）	6,600	8,800	14,300	28,600	2,420
		土・日曜日 国民の祝日	7,700	12,100	16,500	35,200	2,970

備考

- 1 使用時間が時間区分の範囲を超過した場合は、1時間につき1時間当たりの使用料を徴収する。この場合において、使用時間が30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は1時間として算定する。
- 2 市内に在住する者又は市内の事業所等に勤務する者以外の者が使用する場合は、使用料の5割増の額とする。
- 3 使用時間には、準備、後片付けの時間を含む。
- 4 冷暖房を使用した場合は、使用料の3割の額を徴収する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第9条）

体育センター基本使用料

使用区分	単位及び金額	1時間当たり
スポーツ・レクリエーション	2時間を単位として 1,100円	550円

スポーツ・レクリエーション以外	1回につき 8,800円	
入場料を徴収する場合	1回につき 22,000円	

備考

- 1 この表において、2時間単位とは、午前9時から2時間ごとに区切った時間のうち一つの2時間の範囲をいう。
- 2 使用時間が時間区分の範囲を超過した場合は、1時間につき1時間当たりの使用料を徴収する。この場合において使用時間が30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は1時間として算定する。
- 3 市内に在住する者又は市内の事業所等に勤務する者以外の者が使用する場合は、使用料の5割増の額とする。
- 4 使用時間には、準備、後片付けの時間を含む。

別表第4（第9条）

（1時間当たり）（単位円）

区分		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
1階	第1会議室	550	660
	小会議室	270	330
	多目的室	1,100	1,320
	和室	270	330
2階	第2会議室	550	660
	調理実習室	660	770
	集会室	270	330
	娯楽室	270	330
	トレーニング室	550	660
	音楽室	550	660
3階	第3会議室	550	660
	和室	270	330
	研修室	270	330
	相談室	270	330

備考

- 1 使用時間が30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は1時間として算定する。
- 2 市内に在住する者又は市内の事業所等に勤務する者以外の者が使用する場合は、使用料の5割増の額とする。
- 3 使用時間には、準備、後片付けの時間を含む。
- 4 冷暖房を使用した場合は、使用料の3割の額を徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に使用の許可がされている同日以後の茂原市東部台文化会館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由 消費税率が平成31年10月1日より8%から10%に改正されることに伴い、使用料に消費税率引上げ分を上乗せする改正を行おうとするものです。